

産業廃棄物処理計画書

2023年4月27日

福山市長 様

提出者

住所 広島県福山市神辺町平野231

氏名 坂本デニム㈱代表取締役社長 坂本量一

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 084-963-0029

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、2023年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	坂本デニム㈱
事業場の所在地	広島県福山市神辺町平野231
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 条例別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	条例別紙 1, 2 のとおり
(管理体制図)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	条例別紙 1, 2 のとおり		
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項	条例別紙 1, 2 のとおり
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

条例別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

条例別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 **条例別紙 1, 2 のとおり**

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 **条例別紙 1, 2 のとおり**

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】	条例別紙 1, 2 のとおり	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

条例別紙1(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（2022年度）実績量
 計画：今年度（2023年度）計画量

単位：トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	622.25	620								
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類										
紙くず										
木くず										
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず										
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず										
鉱さい										
がれき類										
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
廃プラスチック・紙くず・糸くず	93.98	90								
合計	716.23	710	0		0		0		0	

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	622.25	620								
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類										
紙くず										
木くず										
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず										
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず										
鉱さい										
がれき類										
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
廃プラスチック・紙くず・糸くず	93.98	90								
合計	716.23	710	0		0	0	0		0	

条例別紙 2 (廃棄物処理法—産業廃棄物処理計画書)

1. 会社の概要

- (1) 会社名 坂本デニム株式会社
- (2) 資本金 95百万円
- (3) 従業員 69人
- (4) 染色加工賃収入 9億円/年
- (5) 事業内容
デニム糸染色整理加工・デニム原反販売・環境機器販売及びメンテナンス
- (6) 業務の流れ
① 原糸入荷 ② 整経 ③ 染色 ④ 分織 ⑤ 糊付 ⑥ 出荷
- (7) 連絡先
担当者 坂本デニム株式会社 総務 村上 和美

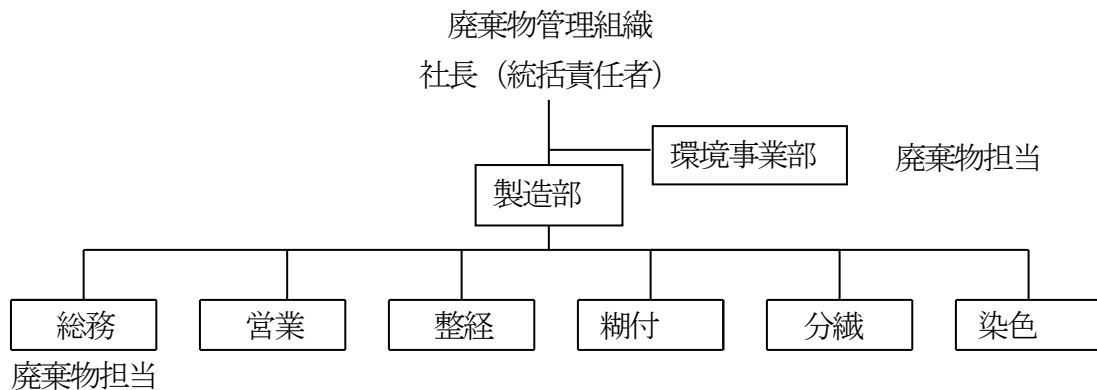
2. 計画期間

2023年4月1日～2024年3月31日

3. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者		代表取締役社長 坂本量一
廃棄物担当		環境事業部 課長 松本源太郎
役割	環境事業部	* 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制・再生利用・中間処理・適正処理の推進・計画的廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
	統括責任者	* 廃棄物処理方針の策定 * 工場の廃棄物管理規程の策定 * 廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
	総務部	* 廃棄物処理計画の作成 * 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 * 委託契約の締結 * 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の交付・管理 * 監督官庁への各種報告 * 社員に対する教育・啓発 * その他関係する事項



（２）管理体制の強化

１．管理体制

環境事業部は、環境への配慮をテーマとし、その活動に廃棄物処理対応を含めることにより、社内各部と連携し管理体制を確立させる。

２．廃棄物管理に関するマニュアルを作成する。

（３）教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員に定期的に教育、研修する。

４．廃棄物の処理に関する事項

（１）基本的事項

- １．産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ２．発生する産業廃棄物は自社処分が不可能であり、現状はすべて外部業者に処理を委託している。産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、収集、運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ３．最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定める。また、これら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。
- ４．廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施する。
 - 発生抑制 ・発生抑制を考慮した製造方法を実施する。
 - 再生利用 ・再生利用ルートを確保する。
 - ・資源化、燃料利用を推進
 - 中間処理 ・染色汚泥の脱水効率の向上による中間処理を推進
 - その他 ・処理内容を確認し処理業者と適正な委託契約を締結する。

(2) 廃棄物処理の現状

1. 当社から発生する産業廃棄物は、ビニール類、紙くず、繊維くずが約84トン/年、排水処理工程から染色有機性汚泥が約622トン/年、資材の梱包材や設備修理で発生した廃プラが約9トン/年、発生している。

2. 産業廃棄物の削減

繊維くずについては、環境事業部等の情報収集でリサイクルにつながる情報収集を行い、実践する。紙くずについては、可能な限り印刷物を削減し、紙媒体の使用を避ける。有機性汚泥については、含水率が発生量に影響するので、発生量を減少させる為の設備、有効な脱水施設による泥状含水率の減少を図る設備の改善が必要であるが、まずは含水率を減少するため、乾燥時間を増やし対応する。